

原木しいたけ生産体制実態調査事業 業務委託仕様書

1 業務目的

特用林産物は山村地域の貴重な収入源であり、特に本県は全国有数の原木乾しいたけ生産県である。しかし、近年の原木しいたけ生産は、社会情勢の変化や気候変動等の影響により生産量及び生産者数が急激に減少しており、生産体制の維持が喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、原木しいたけ生産者の実態把握及び今後の生産体制の変化を見通した対策の検討を行うものである。

2 業務内容

(1) 原木しいたけ生産体制の実態調査の実施

① アンケート調査結果の分析

県が実施した生産者対象のアンケート結果（400件程度予定）の分析を行い、県内生産者の実態及び今後の生産体制の変化の見通し等を整理すること。なお、受託者へはアンケート回答入力済みデータを提供する。

② ヒアリング調査

アンケート結果をもとに生産者等への詳細なヒアリング調査を実施すること。なお、ヒアリング対象者は委託者と協議の上決定すること（20件程度予定）。

(2) 生産者実態を基にした課題の可視化及び課題解決に向けた対策案の検討・提示

実態調査で明らかとなった課題を可視化し対策の検討に必要な整理を実施すること。また、その対策案を委託者と協議の上、検討し提示すること。

(3) 検討会等の開催

上記(1)(2)を実施するにあたり、JAみやざき等関係団体、宮崎大学、市町村等で構成する検討会を開催（年3回程度予定）し、実態調査の進め方や調査結果の分析、実態調査を踏まえた対策等を検討すること。

(4) 検証及びまとめ

検討委員会での検討結果を検証すること。

(5) 報告書作成業務

上記(1)から(4)の実施内容、実施に伴う課題及び今後の方向性の取りまとめを行うこと。

3 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

・業務委託契約書等の当該事業執行に関する契約書

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 成果品及び納入期限

(1) 2の(1)から(4)の資料及び(5)の報告書を成果品として取りまとめて紙媒体で50部提出することとし、成果品の電子データ（動画を含む）はCD等に保存し1部提出すること。

(2) 納入期限は、令和8年3月31日までとする。

6 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。

(2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

(3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。

(4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。

(5) 履行期限に関わらず、業務実施後に速やかに概要について報告すること。

(6) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。

(7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。